

令和6年度 仙台市交通安全市民運動実施要綱

令和6年3月1日
仙台市交通安全対策会議

第1 目的

この運動は、こどもから高齢者まで全ての世代の交通安全意識を高め、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することを目指して、関係機関・団体が協働して市民総参加による交通安全運動を積極的に推進し、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。

第2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第3 主 唱

仙台市交通安全対策会議

第4 運動の重点

- (1) こどもと高齢者の安全な通行の確保
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守
- (4) 自転車等の安全利用の推進
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 飲酒運転の根絶

第5 年間スローガン

市民一人ひとりが交通安全の主役です
「交通ルール 守るあなたが 守られる」

第6 運動の進め方

(1) 関係機関・団体等の協働

関係機関・団体は、相互に緊密な連携を図り、協働体制を保持するとともに、本運動の趣旨を全体に浸透させ、市民一人ひとりが交通安全に関する理解を深め、自主的・主体的に取り組む運動を展開する。

(2) 広報啓発の徹底

関係機関・団体は、各種広報媒体等を効果的に活用し、地域の交通事故実態や交通事故被害者等の視点などを十分に踏まえて、本運動の趣旨を広く市民に周知し交通安全思想を普及啓発する。

(3) 計画的・体系的交通安全教育の推進

関係機関・団体は、より良き交通社会人を育むための計画的・体系的な交通安全教育を積極的に推進する。

第7 市民運動等実施スケジュール

(1) 年間を通じて行う運動

運 動 名	主な実施事項
こどもと高齢者の交通事故防止運動	第8-1参照
高齢運転者の交通事故防止運動	第8-2参照
歩行者事故防止運動	第8-3参照
自転車等の安全利用推進運動	第8-4参照
全席シートベルト等着用運動	第8-5参照
飲酒運転根絶運動	第8-6参照
反射材用品着用促進運動	第8-7参照
違法駐車追放運動	第8-8参照
暴走族根絶運動	第8-9参照

(2) 期間・日を定めて行う運動

① 国の交通安全対策本部及び宮城県交通安全対策協議会と連携して行う運動

運 動 名	期 間	主な実施事項
春の交通安全 市民総ぐるみ運動	4月6日～4月15日 (10日間)	国及び県の実施要綱 を踏まえ別に定める
秋の交通安全 市民総ぐるみ運動	9月21日～9月30日 (10日間)	国及び県の実施要綱 を踏まえ別に定める
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	国及び県の実施要綱 を踏まえ別に定める

② 宮城県交通安全対策協議会と連携して行う運動

運 動 名	期 間	主な実施事項
自転車等の安全利用 推 進 運 動	5月1日～5月31日(1か月間)	第8-4参照
夏の交通事故防止運動	7月21日～8月20日(1か月間)	第8-10参照
夕暮れ時の交通事故防止運動 (ラ・ラ・ラ運動)	10月1日～1月31日(4か月間)	第8-11参照
冬道の安全運動1・2・3運動	12月1日～2月28日(3か月間)	第8-12参照
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月31日(1か月間)	第8-13参照
県の交通死亡事故多発緊急 (非常)事態等に対応する運動	知事が別に定める期間	知事による緊急(非常) 事態宣言に基づき実施
ルール遵守・マナーアップ強化日	毎月1・15日	第8-14参照
自転車交通安全の日	毎月15日	第8-4参照
飲酒運転根絶の日 飲酒運転根絶運動の日	5月22日 毎月22日	第8-6参照

③ 関係団体等と連携・協力して行う運動

運 動 名	募集期間	実施期間
県民参加型交通安全キャンペーン 第31回セーフティ123キャンペーン	5月1日～6月14日	6月15日～10月15日 (合計123日間)

※上記以外の運動等についても、関係機関と協力して交通安全を推進する。

※上記運動の実施日等が日曜、祝日の場合は翌日等に振り替えるなど、弾力的に実施する。

第8 主な推進事項

1 こどもと高齢者の交通事故防止運動
<p>(1) こどもと高齢者に対する交通安全意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所，幼稚園，認定こども園，学校，学習塾，バス停，病院，老人福祉施設等の付近での，こどもや高齢者の飛び出し，横断歩道外横断など，道路横断者を予測した運転の励行 ○ こども，高齢者，障害者及び歩行者の近くでは，安全な間隔を空け，減速，徐行，一時停止するなど，歩行者保護意識の醸成 ○ 通園，通学，通勤時間帯における街頭での交通安全指導，保護誘導活動の実施 ○ 交通安全講習会等におけるこどもと高齢者を交通事故から守る意識の向上 ○ 通学路・スクールゾーン・シルバーゾーン等における交通安全点検の実施と危険箇所の解消 <p>(2) 歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭指導や声掛け等による，交通ルールの必要性和重要性の理解促進 ○ 地域や家庭における交通ルールの遵守と交通マナーの実践についての話し合い等を通した，正しい通行方法の理解と実践 ○ 高齢者世帯訪問等の啓発活動による安全意識の醸成 <p>(3) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所，幼稚園，学校，地域等における，こどもの交通事故の実態や行動特性等を踏まえた，参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ こどもと一緒に歩きながらの通学路確認や，道路に飛び出すこと等の危険性や交通ルールの必要性を理解させるなど，具体的，実践的な交通安全教育の推進 ○ 町内会や市民センター等と連携した，地域ぐるみでの参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の開催 <p>(4) 反射材・LEDライトの普及と活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 反射材やLEDライトに関する有用性などの情報提供と普及促進 ○ 夕暮れ・夜間外出時の，明るい目立つ色の服装の着用と反射材やLEDライトの活用促進

2 高齢運転者の交通事故防止運動 ～身体機能の変化に応じたゆとりある運転を～

(1) 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等を啓発する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

- 加齢に伴う身体機能の変化（認知機能の低下，視野障害等の増加，反射神経の鈍化，筋力の衰えなど）を意識し，十分に慎重な運転の実践へ向けた体験型研修会等の開催
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を備えた「安全運転サポート車」（略称：サポカーS）の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進



サポカーS
キャンペーンロゴ

(2) 高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境の整備促進

- 運転適性相談窓口（運転免許センター内）の周知
- 運転免許証自主返納制度の周知と，考える機会の提供
- 運転免許証自主返納者に対する各種支援等の周知



高齢運転者標識
（高齢者マーク）

(3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示車両に配慮した運転の推進

- 70歳以上の運転者の「高齢運転者標識」表示の推進と，標識添付車両の安全な通行に配慮した運動の推進

3 歩行者事故防止運動 ～横断歩道は歩行者優先 ゆずる思いやり 広がる交通安全の輪～

(1) 歩行者を保護する運転の実践

- こどもや高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さを理解し，こどもや高齢者及び歩行者の近くでは，安全な間隔を空け，減速，徐行，一時停止するなどの運転の励行
- 横断歩道の手前では減速し，横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止をして，歩行者の横断を優先する意識の向上
- 信号機や横断歩道が無い道路でも，横断しようとする歩行者がいる場合，歩行者の横断を優先する意識向上
- 歩行者を早く発見できるように，夕暮れ時における早めのライト点灯と，夜間ライトはハイビームを基本としたこまめな切替えの励行
- 生活道路等における，歩行者を守るための安全速度の遵守
- 運転中のスマートフォンや携帯電話の使用等の危険性の周知と使用禁止の徹底
- 交差点右左折時の横断歩行者への注意徹底

(2) 歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践

- 道路横断時の信号遵守と，横断歩道の利用励行
- 道路を横断するときは，手を上げるなどして，運転者に横断する意思を明確に伝えるほか，安全確認を十分行うことの徹底
- 夕暮れ・夜間外出時の，明るい色の服装の着用と反射材やLEDライトの活用促進
- 保育所，幼稚園，認定こども園，学校，地域等における，交通ルールの基本教育と交通ルール・マナー遵守の習慣化，道路横断時等の安全確認の励行
- 通園・通学時間帯の園児・児童に対する交通安全指導・保護誘導活動の実施
- 「車の直前・直後の横断や斜め横断の禁止」，「横断歩道・歩道橋の利用」の広報啓発
- 横断歩道において，無理な横断は避け，次の青信号で渡るなど，ゆとりをもった交通行動の実践
- 緊急自動車の円滑な走行への協力について広報啓発を推進



(3) 反射材やLEDライトの普及と活用促進

- 反射材やLEDライトに関する有用性などの情報提供と普及促進による，危険から身を守る行動の実践

仙台市自転車の安全利用に関する条例



自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することで、市民等の交通安全の確保を目的として定められた条例。

自転車利用者に対し、法令を遵守することやヘルメットの着用、自転車の点検・整備を行うよう努めることのほか、自転車損害賠償保険等への加入義務などを定めている。 <https://www.city.sendai.jp/jitensha/kurashi/anzen/anzen/kotsu/jitensha/joureiseitei.html>

(1) 自転車等利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践

- 自転車は道路交通法上の車両であり、道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守し歩行者に最大限配慮しなければならないことや、車道通行が原則であることの周知
- 自転車利用時の基本ルール「自転車安全利用五則」の徹底
- 「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」に基づく、安全に自転車を利用するためのルール・マナー意識の啓発や教育活動の推進
- 学校、地域、職域等における自転車の交通ルールや安全な乗り方についての指導・教育の実施
- 携帯電話、スマートフォン等の操作や、ヘッドホンやイヤホンを装着しての運転、傘さし運転等の危険性の周知徹底
- 自転車道や自転車専用通行帯の整備など、自転車の安全通行のための環境整備
- 道路管理の徹底や、駐輪場の利用促進による路上等への迷惑駐輪（歩行者の通行の妨げ、点字ブロックの上や近くなど）の防止
- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用の徹底を図る

(2) 歩行者保護意識の醸成

- 通行が認められた歩道の通行方法等の周知と実践
 - ・歩行者と安全な間隔を空けて歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ自転車を押して歩く等、歩行者の安全に配慮する
 - ・「普通自転車通行指定部分」（歩道上に歩行者と自転車の通行区分があるところ）では、指定部分を徐行し、指定部分に通行している歩行者がいないときなどは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行する
 - ・路側帯を通行する場合は、道路左側に設けられた路側帯を通行する
- 交差点や横断歩道における通行方法の周知と実践
 - ・信号機や一時停止標識等がある場所では、信号、道路標識等に従って通行する
 - ※「歩行者・自転車専用」の補助標識がある場合は、この信号に従う
 - ・見とおしの悪い場所では、標識等がなくても必ず一時停止し、安全確認を行う
 - ・自転車横断帯がある場合は、必ず自転車横断帯を通行する
 - ・歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止又は、自転車を降りて押して歩く等、歩行者の安全に配慮する
 - ・交差点以外の道路を横断するときは、左右からの車両や、周囲の歩行者などに注意し、歩行者がいない場合でも、すぐに止まれるように徐行する
- 夜間に自転車を利用する場合、他の走行車両や歩行者に自車の存在を知らせるための明るい色の服装の励行、前照灯の確実な点灯、反射材やLEDライトの活用促進

(3) 自転車の点検・整備の励行

- 家庭、学校、職域等における定期点検と整備の重要性についての指導・教育の実施

TSマーク制度

TSマーク制度(有料)は、自転車利用者の求めに応じ、自転車安全整備店の自転車安全整備士が自転車の点検・整備を行い、道路交通法に定める「安全な普通自転車」であることを確認したとき、その証として、賠償責任・傷害保険付きのTSマークを貼付するもの。その際、自転車の交通ルールや正しい乗り方等を指導し、自転車の安全利用と自転車の事故防止を図り、併せて自転車事故被害者の救済を図るもの。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入促進

- 仙台市自転車の安全利用に関する条例に基づく、全ての自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入義務の周知徹底
- 不慮の事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入の重要性の理解促進
- 通学や通勤における自転車利用を許可する学校、企業等を通じた自転車損害賠償保険等への加入促進

(5) 乗車用ヘルメットの着用促進

- 家庭、学校、職域等におけるヘルメット着用の指導・教育の実施
- 自転車利用者へのヘルメット着用の必要性の理解促進

(6) 業務運転中の自転車の安全利用

- 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや街頭における啓発等を通じた、配達員の交通ルール遵守等の推進

5 全席シートベルト等着用運動 ～うしろもね シートベルトは 全席で!～

(1) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

- 後部座席も含めた全席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底と、自発的な安全意識に基づく習慣づけ

(2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性和効果の周知徹底

- 家族、職域における安全運転管理者による、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底と正しい着用の必要性和効果についての指導や声掛けの励行
- 各種広報媒体を活用した広報啓発や講習会等による正しい着用意識の向上

6 飲酒運転根絶運動 ～飲酒運転は しない させない 許さない～

(1) 飲酒運転根絶の広報啓発

- 職場全体での飲酒運転根絶意識の定着と、アルコール検知器の導入等による管理の徹底
- 地域・家庭における、飲酒運転の危険性や責任の重大性等の理解促進

(2) 「酒飲み運転追放3ない運動」の周知徹底

- 地域、家庭、飲食店等による「酒飲み運転追放3ない運動」の徹底
 - ① 運転するときは酒を飲まない
 - ② 酒を飲んだら運転しない
 - ③ 運転者には酒を出さない

(3) 飲食店等における飲酒運転根絶運動の推進

- 飲酒運転根絶ステッカー等の表示などによる飲酒運転、飲酒運転の車への同乗等をしないよう広報啓発の促進
- 飲食店等における、運転者への酒類提供禁止の徹底

(4) 「ハンドルキーパー運動」の推進

- 自動車仲間と飲食店などに行く場合に、酒を飲まず仲間を自宅まで送り届けるハンドルキーパーを決める運動の推進

(5) 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」の飲酒運転根絶重点区域における飲酒運転根絶へ向けた運動の推進

- 飲酒運転根絶活動推進委員や関係機関等が連携した推進体制の整備・広報啓発

「仙台市内の飲酒運転根絶重点区域」

- 青葉区：一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで
- 宮城野区：榴岡一丁目、二丁目及び四丁目
- 太白区：長町三丁目、五丁目及び七丁目
- 泉区：泉中央一丁目

7 反射材用品着用促進運動 ～外出は 明るい笑顔と 反射材～

(1) 歩行者、自転車利用者の反射材用品の着用の徹底

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服装の着用と、衣服やカバン等の身の回り品への反射材用品の着用の励行

(2) 反射材用品の着用の必要性和効果の広報啓発

- 学校・地域における反射材用品の着用の必要性の指導・周知と、外出時の確実な着用の習慣づけ
- 反射材用品の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、反射材効果体感型のキャンペーンや各種イベント、学校等の教育を通じた啓発活動の実施

8 違法駐車追放運動 ～路上駐車 あなたも事故の 共犯者～

(1) 違法駐車・迷惑駐車追放気運の醸成

- 「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」に基づく、違法駐車解消に向けた関係機関の指導員等における街頭指導、違法駐車指導取締りの実施による違法駐車追放意識の高揚

(2) 駐車環境の整備の推進

- 事業主、安全運転管理者等による業務用車両の管理徹底
- 店舗等管理者による必要な駐車場の確保や警備員の配置

9 暴走族根絶運動 ～暴走は しない させない 見に行かない～

(1) 暴走族の根絶

- 「暴走族根絶3ない運動」(暴走は、しない、させない、見に行かない)の推進

(2) 暴走族への加入阻止

- 暴走族の反社会性、迷惑性及び危険性等を家庭、地域、学校で周知徹底

10 夏の交通事故防止運動

(1) 適度な緊張感を保持したゆとりある運転の徹底

- 「安全運転5則」や「高速運転安全5則」の励行と、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践
- 家族、職場ぐるみによる、無理のないゆとりある計画の策定
- いわゆる「あおり運転」等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- 各種広報媒体の活用や各種キャンペーン等による、過労運転や漫然運転の防止の広報啓発の推進

- (2) 全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底 (第8-5参照)
- (3) こどもと高齢者の交通事故防止 (第8-1参照)
- (4) 飲酒運転の根絶 (第8-6参照)

安全運転5則
<ul style="list-style-type: none"> ① 安全速度を必ず守る ② カーブ手前ではスピードを落とす ③ 交差点では必ず安全を確かめる ④ 一時停止で横断歩行者の安全を守る ⑤ 飲酒運転は絶対しない

高速運転安全5則
<ul style="list-style-type: none"> ① 安全速度を守る ② 十分な車間距離をとる ③ 割り込みをしない ④ わき見運転をしない ⑤ 路肩を走行しない

1.1 夕暮れ時の交通事故防止運動 (ラ・ラ・ラ運動)

～早めのライト点灯 反射材でライトアップ ライト (右側) 注意～

(1) 早めのライト点灯の推進

- 夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」の周知
- 夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多くなること、特に高齢歩行者及び自転車乗用中の交通死亡事故が多いことを周知し、交通事故防止意識の向上を図る

(2) ライトはハイビームが基本の周知徹底

- ライトはハイビームが基本で、スピードを抑え、歩行者の早期発見に努める
- 夕暮れ時は周囲が見えにくく、右から左へ横断する歩行者を見落としやすいことに気を付ける

「ラ・ラ・ラ運動」
<ul style="list-style-type: none"> ① イトオン (早めのライト点灯) ② イトアップ (目立つ装備・服装) ③ イトケアフル (右からの横断歩行者に注意)

(3) 反射材やLEDライトの活用徹底 (第8-7参照)

(4) 高齢者の交通事故防止 (第8-1参照)

1.2 冬道の安全運転1・2・3運動 ～1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発～

(1) 「冬道の安全運転1・2・3運動」の周知徹底

- 積雪や凍結を考慮した安全な速度、十分な車間距離、時間にゆとりを持った運転の実践と習慣化

(2) 「滑走事故防止3原則」の周知徹底

- 冬道の積雪、凍結等による滑走事故を起こさないための運転の実践と習慣化

冬道の安全運転1・2・3運動
<ul style="list-style-type: none"> 1 割スピードダウンしよう 2 倍の車間距離をとろう 3 分早めに出発しよう

滑走事故防止3原則
<ul style="list-style-type: none"> ① 急ブレーキをかけない ② 急ハンドルを切らない ③ 急加速しない

1.3 年末の交通事故防止運動 ～ゆっくり走ろう 師走の せんだい～

(1) 心に余裕と適度な緊張感を持った交通行動の実践

- 年末の慌ただしさの中でも時間に余裕を持ち、適度な緊張感を持った運転の励行

(2) 「ラ・ラ・ラ運動」の周知徹底 (第8-11参照)

(3) 「冬道の安全運転1・2・3運動」の周知徹底 (第8-12参照)

(4) 飲酒運転の根絶 (第8-6参照)

1.4 ルール遵守・マナーアップ強化日等

(1) 関係機関・団体の緊密な連携と実施計画の策定と実践

(2) 主要交差点等における積極的な街頭指導活動

(3) 地域住民の隅々まで浸透する草の根巡回広報の推進

(4) 家族間の話し合いや外出時の声掛けを通じた安全意識の喚起